



三重県公報

令和4年9月30日 (金)

第 350 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
57	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	3
58	三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	4
59	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	10
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	16
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	16
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	(同)	17
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
7	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	19
告 示			
605	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	23
606	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	23
607	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	24
608	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	24
609	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	24
610	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(水 産 振 興 課)	26
611	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	26
612	同件	(同)	27
613	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定	(建 築 開 発 課)	28
614	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定	(同)	29
公 告			
	令和4年度前期技能検定1級、2級、3級 (金属熱処理) 及び単一等級に合格した者	(雇 用 対 策 課)	29
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	30
	同件	(同)	30

特定調達公告

落札者を決定した旨
同伴

(家畜防疫対策課) 30

(保健環境研究所) 30

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十七号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
目次	目次												
第一章（略）	第一章（略）												
第二章 本庁	第二章 本庁												
第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）												
第三節 課等の設置及び分掌事務	第三節 課等の設置及び分掌事務												
第一款〜第八款（略）	第一款〜第八款（略）												
第九款 雇用経済部の課等及び分掌事務（第十 三条）	第九款 雇用経済部の課及び分掌事務（第十三 条）												
第十款〜第十一款（略）	第十款〜第十一款（略）												
第四節・第五節（略）	第四節・第五節（略）												
第三章・第四章（略）	第三章・第四章（略）												
附則	附則												
第九款 雇用経済部の課等及び分掌事務	第九款 雇用経済部の課及び分掌事務												
第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。	第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課を置く。												
一〜七（略）	一〜七（略）												
八 G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム	二〜九（略）												
二〜九（略）	二〜九（略）												
10 G7交通大臣会合推進プロジェクトチームの分掌 事務は、次のとおりとする。	10 G7交通大臣会合推進プロジェクトチームの分掌 事務は、次のとおりとする。												
一 G7交通大臣会合に係る企画及び調整に関する こと。	一 G7交通大臣会合に係る企画及び調整に関する こと。												
二 G7交通大臣会合開催及び運営に係る支援に関 すること。	二 G7交通大臣会合開催及び運営に係る支援に関 すること。												
三 G7交通大臣会合関連事業の企画及び調整に関 すること。	三 G7交通大臣会合関連事業の企画及び調整に関 すること。												
四 G7交通大臣会合を契機とした三重県の情報発 信に関すること。	四 G7交通大臣会合を契機とした三重県の情報発 信に関すること。												
11 14（略） （職制）	10 13（略） （職制）												
第十九条（略）	第十九条（略）												
2（略）	2（略）												
3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理す るために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表 の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞ れ同表の下欄に定めるとおりとする。	3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理す るために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表 の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞ れ同表の下欄に定めるとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>組織</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	職	組織	職務	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>組織</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	職	組織	職務	（略）	（略）	（略）
職	組織	職務											
（略）	（略）	（略）											
職	組織	職務											
（略）	（略）	（略）											

太平洋・島サ ミット推進総 括監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・ 島サミットに係る総合調整 に関する事務を処理する。	太平洋・島サ ミット推進総 括監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・ 島サミットに係る総合調整 に関する事務を処理する。
G7交通大臣 会合推進プロ ジェクト総括 監	雇用経済部	上司の命を受けてG7交通 大臣会合に係る総合調整に 関する事務を処理する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 (略)

附 則

この規則は、令和四年十月三日から施行する。

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十八号

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十五年三重県規則第三十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	図書の種類	区分	図書の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
一般社団法人住宅性能評 価・表示協会が運用する建 築物省エネルギー性能表示 制度（以下「BELS」と いう。）に基づく評価書の 交付を受けた場合（法第54 条第1項第1号に基づく基 準に適合した評価を受けた ものに限る。）	BELSに基づく評価書の 写し	一般社団法人住宅性能評 価・表示協会が運用する建 築物省エネルギー性能表示 制度（以下「BELS」と いう。）に基づく評価書の 交付を受けた場合（法第54 条第1項第1号に基づく基 準に適合した評価を受けた ものに限る。）	BELSに基づく評価書の 写し
		低炭素建築物新築等計画に 係る住宅が建築物に係るエ ネルギーの使用の合理化の 一層の促進その他の建築物 の低炭素化の促進のために 誘導すべき基準（平成24年 経済産業省・国土交通省・ 環境省告示第119号。以下 「低炭素化の基準告示」と いう。）Iの第2の1— 2(2)により国土交通大臣の 認定を受けた住宅である場 合	当該認定を受けたことを証 する認定書等の写し
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	

区分	図書の種類	区分	図書の種類
法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し	低炭素化の基準告示 I の第 2 の 1—2(2)により国土交通大臣の認定を受けたことを証する認定書等の写しを添えた場合	当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し	法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

様式第 1 号及び様式第 11 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

報告者（認定建築主）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
氏 名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
所在地
名 称

(※) { 認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した工事施工者
 工事施工者の名称
 建設業許可（ ）第 号
 主任（監理）技術者の氏名
 所在地 }

- 5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- 1 (※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。
- 2 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書（様式第 2 号）の写しを添付してください。
- 3 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届（様式第 5 号）を併せて届け出てください。

(規格 A4)

様式第 2 号（第 6 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

（ 級）建築士 （ ）登録第 号

氏 名

確認者 （ 級）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

所在地

名 称

(※) { 工事施工者の名称
建設業許可（ ）第 号
主任（監理）技術者の氏名 }

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合には、その内容）
躯体の外皮性能				
空気調和設備（住宅にあつては暖冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用効率化設備				
その他低炭素化に資する措置	①			
	②			

(※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

(規格A4)

様式第五号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

軽 微 な 変 更 届			
			年 月 日
三重県知事 宛て			
			住所 届出者 氏名
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。			
変 更 の 内 容	工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更 (6 月以内の変更)	新	
		旧	
	建築物又は住戸の名義 変更	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
認 定 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設 計 者 氏名 電 話
主 要 用 途		工 事 種 別	
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄		備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十九号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の四から様式第二号までを次のように改める。

様式第1号の4 (第3条の5関係)

記載事項等変更届				
年 月 日				
三重県知事 宛て				
住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）				
届出者				
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）				
下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。				
変 更 の 内 容	建築主等の住所 氏名・名称	新		
		旧		
	その他の変更	新		
		旧		
適合判定通知書年月日番号 又は 軽微変更該当証明書年月日番号		年 月 日 第 号	設 計 者	氏名 電話
主 要 用 途				
建 築 場 所				
変更理由				
受 付 欄		備 考		

(規格A4)

様式第 1 号の 5 (第 6 条関係)

工事が完了した旨の報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 報告者 (認定建築主)
 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士
 (級) 建築士 () 登録第 号
 氏 名
 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名 称

(※)

{	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者 工事施工者の名称 建設業許可 () 第 号 主任 (監理) 技術者の氏名 所在地
---	---

- 5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- 1 (※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合 (任意で工事監理者を定める場合を除く。) に記載してください。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従つて工事が行われた旨の確認書 (様式第 2 号) の写しを添付してください。
- 3 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届 (様式第 5 号) を併せて届け出てください。

(規格 A4)

様式第 2 号（第 6 条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

（ 級）建築士 （ ）登録第 号

氏 名

確認者 （ 級）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

所在地

名 称

(※) { 工事施工者の名称
建設業許可（ ）第 号
主任（監理）技術者の氏名 }

次のとおり、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部 位、材料の種類 等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の 場合には、その内 容 ）
くたい 躯体の外皮性能				
空気調和設備（ 住宅にあつては 暖冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				

(※) 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

(規格 A 4)

様式第五号を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員 の 給 与 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 九 年 三 重 県 条 例 第 六 十 七 号) の 規 定 に 基 づ き、 三 重 県 人 事 委 員 会 規 則 七 十 一 二 (職 員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則 を こ こ に 公 布 し ます。

令和四年九月三十日

三重県人事委員会委員長 降 藤 道 男

三重県人事委員会規則七十一二 (職員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則
 三重県人事委員会規則七十一二 (職員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。
 次 の 表 の 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 に 傍 線 で 示 す よう に 改 正 する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一 (第二条関係)				別表第一 (第二条関係)			
組 織	職	区 分		組 織	職	区 分	
知 事 本 庁	(略)	(略)		知 事 本 庁	(略)	(略)	
部 局	次 長 (任 用 規 則 別 表 に 規 定 する 次 長 級 の 職 で、 職 の 区 分 が 四 種 と 定 め ら れ て い る も の を 除 く。)	五 種		部 局	次 長 (任 用 規 則 別 表 に 規 定 する 次 長 級 の 職 で、 職 の 区 分 が 四 種 と 定 め ら れ て い る も の を 除 く。)	五 種	
	ひとづくり政策総括監				ひとづくり政策総括監		
	ゼロエミッションプロジェクト総括監				ゼロエミッションプロジェクト総括監		
	コンプライアンス総括監				コンプライアンス総括監		
	医療政策総括監				医療政策総括監		
	へき地医療総括監				へき地医療総括監		
	首都圏営業拠点運営総括監				首都圏営業拠点運営総括監		
	太平洋・島サミット推進総括監				太平洋・島サミット推進総括監		
	G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監				G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監		
	工事検査総括監				工事検査総括監		
	参事				参事		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和四年十月三日から施行する。

三重県人事委員会は、職員 の 給 与 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 九 年 三 重 県 条 例 第 六 十 七 号) の 規 定 に 基 づ き、 三 重 県 人 事 委 員 会 規 則 七 十 七 五 (等 級 別 基 準 職 務 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則 を こ こ に 公 布 し ます。

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係） 本庁		別表第一（第二条関係） 本庁	
機 関 (略)	職 (略)	機 関 (略)	職 (略)
知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者 部長 デジタル社会推進局長 局長 理 事 参事 副部長 副局長 危機管理副統 括監 危機管理地域統括監 副最高デジタ ル責任者 次長 担当次長 ひとつくり政 策総括監 ゼロエミッションプロジェクト 総括監 コンプライアンス総括監 医療政 策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業 拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進 総括監 G7交通大臣会合推進プロジェク ト総括監 工事検査総括監 課長 担当課 長 副課長 副参事 専門監 コンビナー ト防災監 ゼロエミッションプロジェクト 推進監 県民の声相談監 コンプライアン ス・労使協働推進監 企画調整監 人権・ 危機管理監 地域共生社会推進監 子ども 虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出 促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島 サミット推進監 緊急経済対策監 M I C E誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部又はデジタル社 会推進局の人事を担当する班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師 総務部総 務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事 及び技師（組織担当のものに限る。） 総 務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主 任、主事及び技師（調整担当、情報担当及 び随行秘書担当のものに限る。） 総務部 行財政改革推進課班長、主幹、係長、主 査、主任、主事及び技師（行財政改革担当 及び懲戒担当のものに限る。） 総務部法 務・文書課班長、主幹、係長、主査、主 任、主事及び技師（法務担当のものに限 る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（人事担当、給 与制度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及 び主査（予算担当のものに限る。） 総務 部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主	知事部局 危機管理統括監 最高デジタル責任者 部長 デジタル社会推進局長 局長 理 事 参事 副部長 副局長 危機管理副統 括監 危機管理地域統括監 副最高デジタ ル責任者 次長 担当次長 ひとつくり政 策総括監 ゼロエミッションプロジェクト 総括監 コンプライアンス総括監 医療政 策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業 拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進 総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンビナー 防災監 ゼロエミッションプロジェクト推 進監 県民の声相談監 コンプライアン ス・労使協働推進監 企画調整監 人権・ 危機管理監 地域共生社会推進監 子ども 虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出 促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島 サミット推進監 緊急経済対策監 M I C E誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部又はデジタル社 会推進局の人事を担当する班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師 総務部総 務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事 及び技師（組織担当のものに限る。） 総 務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（行財政改革担 当及び懲戒担当のものに限る。） 総務部 法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主 任、主事及び技師（法務担当のものに限 る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（人事担当、給 与制度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（調整担当、情 報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査 （予算担当のものに限る。） 総務部税務 企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師（人事担当のものに限る。）	

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;">任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;">総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 （庁舎管理担当のものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 （庁舎管理担当のものに限る。）	(略)	(略)
(略)	任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）								
(略)	(略)								
(略)	総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 （庁舎管理担当のものに限る。）								
(略)	(略)								
備考（略）	備考（略）								

附 則

この規則は、令和四年十月二日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則
教 育 委 員 会

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県人事委員会委員長	降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長	木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 第七号
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則（第四号））の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>第七条の二の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「一定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める</p>	<p>（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>第七条の二の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める</p>

時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一〜三（略）

10〜14（略）

第七条の二の三（略）

2（略）

3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日（条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

（時間外勤務代休時間の指定）

第七条の十一（略）

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与と条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一〜三（略）

3〜6（略）

（年次有給休暇）

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるも

時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一〜三（略）

10〜14（略）

第七条の二の三（略）

2（略）

3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

（時間外勤務代休時間の指定）

第七条の十一（略）

2 教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与と条例第十八条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一〜三（略）

3〜6（略）

（年次有給休暇）

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十

のをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

一 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

一 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

第九条の二 条例第十三条第一項第二号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。)

一 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に定める日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。以下「基本日数」という。)

一 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等(条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数)とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

一 当該年において職員の勤務時間条例第二条職員等(条例第十三条第一項第三号の職員の勤務時間条例第二条職員等をいう。以下同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 職員の勤務時間条例第二条職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次条第三項第二号において同じ。))、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数)とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数

2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第2

前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第

三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八條第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三條第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数 (特別休暇)

第十二條 条例第十五條の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〇 十一 (略)

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間 (多胎妊娠の場合にあつては十四週間) 前の日から当該出産の日以後一年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四 十六 (略)

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十八 二十一 (略)

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月 (県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月) までの期間内における五日の範囲内の期間 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同

三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項の規定による採用後の勤務又は育児休業法第十八條第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第九條の三 (略)

2 (略)

3 条例第十三條第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

一 (略)

二 当該年の初日において再任用職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた者 その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数 (特別休暇)

第十二條 条例第十五條の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一〇 十一 (略)

十三 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間 (多胎妊娠の場合にあつては十四週間) 前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十四 十六 (略)

十七 生後満一年九月に達しない子を保育する場合 一日二回各四十五分以内の期間 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日二回各三十分以内の期間)

十八 二十一 (略)

二十二 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月 (県委員会が特に必要と認める場合にあつては十月) までの期間内における五日の範囲内の期間 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でな

<p>でない職員にあつては三日の範囲内の期間) 二十三〜三十四 (略) (休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病氣休暇、特別休暇及び介護休暇(以下「年次有給休暇等」という。)にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。</p> <p>2〜8 (略)</p>	<p>い職員にあつては三日の範囲内の期間) 二十三〜三十四 (略) (休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 休暇の単位は、年次有給休暇、病氣休暇、特別休暇及び介護休暇(以下「年次有給休暇等」という。)にあつては特別の定めがある場合のほか、一日、半日又は一時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日又は一時間)、介護時間にあつては三十分、組合休暇にあつては一日又は一時間とする。</p> <p>2〜8 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第十三号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則第九条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第九条の三第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項及び第九項、第九条、第九条の二第一項及び第二項、第九条の三第三項(第二号に係る部分に限る。)、第十二条(第十七号及び第二十二号に係る部分に限る。))並びに第十五条第一項の規定を適用する。

告 示

三重県告示第 605 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業(サービス)の種類
エンゼル薬局 名張店	名張市鴻之台 2 番町 41 番	令和 4 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 名張店	名張市鴻之台 2 番町 41 番	令和 4 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 606 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
介護ステーションよつば	度会郡玉城町妙法寺 375	訪問介護	所在地	度会郡玉城町妙法寺 375	度会郡玉城町宮古 2329-4	令和4年6月1日
介護ステーションよつば	度会郡玉城町妙法寺 375	訪問型サービス（独自）	所在地	度会郡玉城町妙法寺 375	度会郡玉城町宮古 2329-4	令和4年6月1日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	居宅療養管理指導	所在地	名張市栄町 2823-1	名張市本町 50	令和4年6月1日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市栄町 2823-1	名張市本町 50	令和4年6月1日

三重県告示第 607 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和4年9月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
エンゼル薬局 名張店	名張市鴻之台2番町41番	令和4年6月1日	居宅療養管理指導
エンゼル薬局 名張店	名張市鴻之台2番町41番	令和4年6月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 608 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年9月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
介護ステーションよつば	度会郡玉城町妙法寺 375	訪問介護	所在地	度会郡玉城町妙法寺 375	度会郡玉城町宮古 2329-4	令和4年6月1日
介護ステーションよつば	度会郡玉城町妙法寺 375	訪問型サービス（独自）	所在地	度会郡玉城町妙法寺 375	度会郡玉城町宮古 2329-4	令和4年6月1日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	居宅療養管理指導	所在地	名張市栄町 2823-1	名張市本町 50	令和4年6月1日
中谷歯科医院	名張市栄町 2823-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	名張市栄町 2823-1	名張市本町 50	令和4年6月1日

三重県告示第 609 号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和4年9月30日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 通知することができない者の氏名
伊藤 文男
- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字小玉 2778、2778 の 1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 和之
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字小玉 2822
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 日出秋
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2828
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
上田 家昌
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2831

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
岩花 淳夫
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2841
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 610 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

鈴鹿市加入区

三重県告示第 611 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

四日市日永商業施設

四日市市日永一丁目 747 番ほか 10 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
中部薬品株式会社	岐阜県多治見市高根町四丁目 29 番地	山口 眞理
四日市木材市場株式会社	四日市市日永一丁目 2 番 2 号	中嶋 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
中部薬品株式会社	岐阜県多治見市高根町四丁目 29 番地	高巢 基彦
四日市木材市場株式会社	四日市市日永一丁目 2 番 2 号	中嶋 正

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
中部薬品株式会社	岐阜県多治見市高根町四丁目 29 番地	山口 眞理
株式会社タチャ	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 150 番地	森 克幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
中部薬品株式会社	岐阜県多治見市高根町四丁目 29 番地	高巢 基彦
株式会社タチャ	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 10 番 29 号 白川第 8 ビル 7 階	武田 大輔

3 変更年月日

令和 4 年 7 月 1 日

4 変更理由

2(1) 代表者変更のため

2(2) 代表者及び住所の変更のため

5 届出の日

令和 4 年 9 月 8 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 9 月 30 日から令和 5 年 1 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 612 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ北勢店

いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか 5 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	亀井 崇雄

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 9 月 30 日から令和 5 年 1 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 613 号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 238 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅、 <u>共同住宅等又は複合建築物の住宅の用途に供する部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)～(3) (略) 2 (略)	第 2 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の <u>住戸の部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)～(3) (略) 2 (略)
第 3 簡易な評価方法は、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産</u>	第 3 簡易な評価方法は、 <u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の</u>

<p><u>業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。</u></p>	<p><u>低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第1の1の1—2及び2の2—1ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。</u></p>
--	---

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 施行の日前に法第53条第1項の規定により申請した低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。

三重県告示第614号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年9月30日

三重県知事 一見勝之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成29年三重県告示第239号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1 (略)	第1 (略)
第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。	第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。
1 一戸建ての住宅、 <u>共同住宅等又は複合建築物の住宅の用途に供する部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)～(3) (略)	1 一戸建ての住宅又は <u>共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
第3～第5 (略)	第3～第5 (略)

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

公 告

令和4年度前期技能検定1級、2級、3級（金属熱処理）及び単一等級に合格した者は、次のとおりです。

令和4年9月30日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階）に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 8 月 31 日から令和 5 年 3 月 9 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市大字向井、同市大字南浦、同市九鬼町、同市早田町、同市三木里町、同市名柄町、同市小脇町、同市三木浦町、同市古江町、同市賀田町、同市曾根町、同市梶賀町、南牟婁郡御浜町大字阪本、同町大字上野、同町大字川瀬、同町大字栗須、同町大字片川、同町大字西原、同町大字中立、同町大字柿原、同町大字引作、同町大字阿田和、同町大字上市木、同町大字神木、同町大字志原、同郡紀宝町桐原、同町高岡、同町井田及び同町鶴殿

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 9 月 26 日から同年 11 月 29 日まで
- 3 作業地域
桑名郡木曾岬町近江島

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 動物用焼却炉 1 基 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町 13 番地
農林水産部 家畜防疫対策課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 4 年 9 月 8 日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都大田区大森北一丁目 12 番 5 号
インシナー工業株式会社 代表取締役 松本 俊治 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 38,500,000 円
契約金額 42,350,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 4 年 7 月 22 日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1	物品等の名称及び数量	元素分析装置付走査型電子顕微鏡 1式
2	担 当 部 局	三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課
3	落 札 者 決 定 日	令和4年9月12日
4	落 札 者	三重県四日市市小林町 3025-508 株式会社栄屋理化四日市営業所 四日市営業所所長 田中 保守
5	落 札 金 額	入札価格 40,400,000 円 契約金額 44,440,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和4年7月29日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
